

平成28年司法試験結果に対する会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 当会は政府に対し、司法試験合格者数について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とするよう求める。
- 2 当会は政府に対し、予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求める。

第2 声明の理由

- 1 本年9月6日、平成28年司法試験結果が発表された。本年の受験者数は6899人と昨年より1117人減少し、また、本年の合格者数は1583人と昨年の1850人から267人減少した。しかし、平成23年2月の総会決議で司法試験合格者数を1000人以下にするよう求めた当会としては、この程度の減員では全く不十分であると言わざるを得ない。

平成19年から平成25年まで毎年2000人を超える司法試験合格者を出し続けた結果、近年、司法修習を修了したものの12月の一括登録時点で弁護士登録せず、裁判官、検察官にもなっていない者（以下、「未登録者」という。）が500人以上という状況が続いていた。一昨年の司法試験合格者が1810人に減少した結果、司法修習修了者数が減少した昨年も未登録者は468人であり、司法試験修了者に占める未登録者の割合は29.3%と、前年（30.6%）からさほど改善しなかった。

新人弁護士の給与水準の低下、固定給のない採用形態（ノキ弁）や司法修習修了後の即時独立（即独）が増加するなど、新人弁護士の苦境が報道されるようになって久しいが、各種統計上、弁護士全体の収入も大幅な減少傾向にあり、問題は新人のみに留まらない。

弁護士の職業としての魅力は年々確実に、かつ急速に失われていると言えるが、その結果、法科大学院適性試験受験者が、平成23年7249人、同24年5967人、同25年4945人、同26年4091人、同27年3621

人と減り続け、本年は3286人と僅か5年前の半数に満たず、適性試験が開始された平成15年に比べ10分の1以下にまで激減しているように、有為な人材が法曹界を敬遠する傾向に歯止めがきかなくなった。優れた人材が供給されず、就職難、弁護士登録後のOJT環境も厳しいとなれば、弁護士の質の低下は必至である。

また、弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としている（弁護士法第1条）。行き過ぎた弁護士増加は、権力と闘いその使命を果たすための前提となる弁護士活動の基盤と弁護士自治を破壊する。弁護士の使命への無理解により、最終的に不利益を被るのは国民である。

このような数々の悪影響は、司法制度改革による急激かつ大幅な合格者増員政策に起因するものであり、既に弁護士過剰の現状において、早急かつ大幅な司法試験合格者の減少が不可欠である。よって、引き続き当会は政府に対し、司法試験合格者数を1000人以下とするよう求める。

2 一方、法科大学院を卒業しないで司法試験受験資格を得た予備試験合格者の司法試験合格率を見ると、平成24年は受験者85人中合格者58人で68.2%、同25年は受験者167人中合格者120人で71.9%、同26年は受験者244人中合格者163人で66.8%、同27年は受験者301人中合格者186人で61.8%、本年は受験者382人中合格者235人で61.5%であり、これは法科大学院修了者の合格率が平成24年24.6%、同25年26.8%、同26年21.2%、同27年21.6%、本年20.7%であることに比べて遙かに高い数値である。

平成20年3月25日の閣議決定が「予備試験合格者数について、・・・予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的配慮を行う」としていることに鑑みると、予備試験合格の水準が不当に高く設定され、予備試験合格者数が不当に制限されてきたことは明らかである。

予備試験合格者数は、平成２３年１１６人、同２４年２１９人、同２５年３５１人と漸増させてきたものの、平成２６年は３５６人、同２７年は３９４人と近年は微増にとどまっている。本年の結果はまだ出ていないが、本年以降の予備試験合格者数を相当大幅に増加させなければ、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合の不均衡は是正できない。

以上より、当会は引き続き政府に対し、予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求めるものである。

以上

平成２８年９月１４日

千葉県弁護士会

会長 山 村 清 治